

〈高知県の助成制度〉	
対象年齢	入院・通院ともに就学前まで *食事療養費は乳幼児とも助成対象外 (ただし、幼児(1歳~就学前)については、児童手当所得制限(※本則給付)を超える世帯は助成対象外)
所得制限	乳児(1歳未満) : 制限なし 幼児(1歳~就学前) : 児童手当所得制限に準拠(※本則給付)
自己負担	乳児(1歳未満) : 自己負担なし 幼児(1歳~就学前) : 市町村民税非課税世帯・・・自己負担なし 市町村民税課税世帯・・・総医療費の1割を自己負担 (但し、扶養する子どもの第3番目以降については自己負担なし)
※「本則給付」とは、児童手当施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第113号)の改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する児童手当本則給付	

○印: 所得制限、自己負担なし △印: 所得制限・自己負担あり(詳細は備考欄参照)
◇印: 所得制限あり、自己負担なし(詳細は備考欄参照) □印: 所得制限なし、自己負担あり(詳細は備考欄参照)

市町村名	入院				通院					備 考
	0歳~就学前	就学~12歳	13歳~15歳	16歳~18歳	0歳~3歳未満	3歳~就学前	就学~12歳	13歳~15歳	16歳~18歳	
高 知 市	○	○			○	○	○			◎H28.10.1拡充/入院・通院 入院(就学前→12歳:所得制限・自己負担なし) 通院(3歳~就学前:所得制限あり・自己負担なし →3歳~12歳:所得制限・自己負担なし)
室 戸 市	○	○	○		○	○	○	○		H27.4.1拡充/通院(就学前→15歳:所得制限・自己負担なし)
安 芸 市	○	○	○		○	○	○	○		◎H28.10.1拡充/通院 (3歳~15歳 所得制限・自己負担あり →3歳~15歳 所得制限・自己負担なし)
香 南 市	○	○	○		○	○	○	○		H27.4.1拡充 (12歳→15歳:所得制限・自己負担なし)
香 美 市	○	○	○		○	○	○	○		H27.4.1拡充 (12歳→15歳:所得制限・自己負担なし)
南 国 市	○	○	○		○	○	○	○		H26.10.1拡充 (12歳→15歳:所得制限・自己負担なし)
土 佐 市	○	○	□		○	○	○	□		H27.1.1拡充 □印 非課税世帯:自己負担なし(変更なし) 課税世帯:世帯1カ月の自己負担額3千円を超える額を全額助成 (自己負担額1万円→3千円へ変更) (*但し、扶養する子どもが3人以上の世帯については自己負担なし) H29.10.1拡充 (就学前→12歳:所得制限・自己負担なし)
須 崎 市	○	○	○		○	○	○	○		
宿 毛 市	○	○	○		○	○	○	○		
土 佐 清 水 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし)
四 万 十 市	○	○	○		○	○	○	○		H28.4.1拡充 (12歳→15歳:所得制限・自己負担なし)
東 洋 町	○	○	○		○	○	○	○		
奈 半 利 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし)
田 野 町	○	○	○		○	○	○	○		
安 田 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H28.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし)
北 川 村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R2.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし)
馬 路 村	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H28.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
芸 西 村	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H29.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
本 山 町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H28.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
大 豊 町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H29.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
土 佐 町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H27.10.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
大 川 村	○	○	○		○	○	○	○		H26.4.1拡充 (就学前→15歳:所得制限・自己負担なし)
い の 町	○	○	○		○	○	○	○		H26.10.1拡充 (就学前→15歳:所得制限・自己負担なし)
仁 淀 川 町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H30.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
中 土 佐 町	○	○	○		○	○	○	○		
佐 川 町	○	○	○		○	○	○	○		H26.4.1拡充 (12歳→15歳:所得制限・自己負担なし)
越 知 町	○	○	○		○	○	○	○		
梶 原 町	○	○	○		○	○	○	○		
日 高 村	○	○	○		○	○	○	○		
津 野 町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	R2.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
四 万 十 町	○	○	○		○	○	○	○		
黒 潮 町	○	○	○		○	○	○	○		
大 月 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R1.10.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし)
三 原 村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1拡充 (15歳→18歳:所得制限・自己負担なし)
※○印のみの集計	34	34	32	13	34	34	34	32	13	※12歳、15歳、18歳は、各年齢の年度末まで助成